

平成26年度第1回

地域密着型サービスの運営に関する専門委員会会議録

と き 平成26年7月29日（火）

ところ 小金井市役所第二庁舎 801 会議室

平成26年度第1回地域密着型サービスの運営に関する専門委員会

日 時 平成26年7月29日(火)

場 所 小金井市役所第二庁舎 801 会議室

出席者 <委員>

吉 田 昌 克	高 橋 信 子	佐々木 智 子
相 原 淑 郎	山 極 愛 郎	池 田 馨
酒 井 利 高	鈴 木 由 香	

<保険者>

介 護 福 祉 課 長	高 橋 美 月
介 護 保 険 係 長	藤 井 知 文
介 護 保 険 係 主 任	森 谷 知 之

欠席者 <委員>

山田厚子委員  
小山茂委員

<保険者>

柿崎福祉保健部長

議 題 (1) 事業者指定について

(2) その他

開 会 午後 2 時

介護福祉課長：

それではただ今より、平成 26 年度第 1 回小金井市介護保険運営協議会 地域密着型サービスに関する専門委員会を開催いたします。本日はお忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。本日の委員会開催にあたり、小山委員と山田委員からご欠席のご連絡をいただいておりますのでご報告いたします。また福祉保健部長につきましては急遽会議が入ってしまい、申し訳ございませんが欠席とさせていただきます。また毎回お願いしているところですが、事務局による IC レコーダーの録音方式で会議録を作成させていただきます。ご面倒ですが、毎回ご自身のお名前を先におっしゃってからご発言いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは酒井委員長よろしくお願いいたします。

酒井委員長：

皆さん、こんにちは。何人かの方は先週の事業計画の策定委員会に続いてご出席ということで、暑い中大変ですけれども、本年度はそういうことで、介護保険の事業計画と高齢者福祉計画を改定する年ということで、皆さんにはいろんな面で、会議の回数も増えますし、またそういう意味では、いろいろ考えなくちゃいけないことも増えてはきますけど、逆に良い機会だと思って、ぜひ積極的な取り組みをお願いをしたいと思っております。それでは議事を進行いたしますけれども、まず資料の確認を事務局の方から、よろしくお願いいたします。

介護保険係長：

事務局の藤井でございます。本日は皆さまのお手元に置いておきました次第の他に、資料といたしましては既に郵送させていただきました 2 点となります。内容につきましては本日皆さまにお諮りいただきます、市内の事業者の更新 3 件と新規 2 件、及び市外事業者の更新 1 件についての資料となります。よろしくお願いいたします。それでは委員長お願いします。

酒井委員長：

今回は地域密着型の事業所ということで、まず最初の 3 件が、更新ということで、2008 年、2009 年に行われて、その更新の案件になります。最初が「グループホーム杏の家」になります。（運営法人の関係者である）相原さんには、審議の間は、席を外していただき、もし意見を求めたいということであれば、またお呼びして、それは構わないと思いますけれども、そういうことでお願いをしたいと思っております。

（相原委員退室）

「杏の家」の説明をお願いいたします。

介護保険係主任：

最初の諮問案件について、ご説明を申し上げます。事業所名は「グループホーム杏の家」と申します。資料の 1 ページをご覧くださいませでしょうか。運営法人は一般財団法人天誠会になります。所在地は前原町 5 丁目 3 番 24 号で、小金井街道を前原坂下からずっと南下していただきまして、府中市との市境に近い場所に位置してございます。「小金井あんず苑」という介護老人保健施設の建物内で開設しております。定員は 6 名で、市内で 4 カ所ございますグループホームの中でも、最も小規模なグループホームでございます。ここで簡単にサービスの種別の内容について確認をさせていただきますと、グループホームと申しますのは、お手元の「はつらつ介護保険」の 28 ページ 1 番下の欄に記載がございます。認知症の診断を受けた利用者の方に入所していただき、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けるというサービスになってございます。介護保険法第 78 条の 12、及び介護保険法第 70 の 2 の規定によれば、地域密着型サービス事業所の指定につきまして、6 年ごとに更新をする必要がございますが、こちらの事業所は平成 20 年開設ということで、本年度をもちまして指定の開始からちょうど 6 年を満了いたしますので、この度お諮りさせていただくという内容です。市では更新手続きに先立ちまして、本年 2 月にこちらの事業所について実地指導を実施しております。指導に際しては、東京都福祉保健財団調査員に同行を依頼いたしまして、市職員 1 名と財団職員 1 名の 2 名体制で指導を実施いたしました。その結果として、一部軽微な指摘事項は認められましたが、全体として良質なサービス提供が行われていたことを確認してございます。

先ほども申し上げましたけれども、市内でも最大級の介護拠点であります老健施設を併設してございますので、医療との連携が自然に取れているという印象を受けました。こちらの事業所さんでは、老健施設の元看護師長であった方が施設長を務めていらっしゃいますので、施設長さんが日常的に利用者さんのご様子を直接ご覧になって、体調等に変化があればすぐに対応できる体制は取れているということでもございました。また施設事務室の奥にある扉を開けますと、併設の老健施設につながってございますので、緊急の場合にもすぐに併設施設との医療上の連携が取れる構造となっております。こちらの事業所についてのご説明は、以上になります。ではこれまでのところについてご質問を承りまして、指定の方針についてご審議いただければと思います。

酒井委員長：

今、事務局から説明ございましたけれども、何かご質問とかご意見はどうでしょうか。多分皆さんもよくご存知の施設かな、というふうに思いますけれども。

私の方から事務局の方に質問いいですか。これは次のもそうなんですけれども、運営推進会議が設置をされてる、という表示がございますよね。大体どの程度やられてるかというのを、ちょっと伺いたいですけれども。内容は伺えますかね。

介護保険係主任：

運営推進会議、昨年平成 25 年度の実績なんですけれども、全体で、「グループホーム杏の家」については 6 回、2 カ月に 1 回の頻度で開催をいただいております。うち 5 回については、区市町村の職員、及び地域包括支援センターの職員も参加しております。1 回だけやむを得ないケースで、うちの職員は参加できなかったんですけれども、随時開催をしていただいているということでもございます。以上です。

酒井委員長：

じゃあ地域包括とか行政の職員も、委員として参加して、やっぴらっしゃるという状況ですかね。

介護保険係主任：

こちらの小金井あんず苑なんですけれども、小金井市のみなみ地域包括支援センターというのも併設をして運営をいただいていますので、やはり施設と隣り合わせに包括支援センターございますので、連携が取りやすい環境でございます。以上です。

酒井委員長：

一応、福祉ナビで第三者評価を受けていらっしゃるので、2年に1回は、第三者評価を受けていらっしゃるということで、全体的には良い評価がされてるようなんですけれども。

ご質問とかはよろしいですか。

吉田委員：

特に悪い話じゃないわけですから、結構だと思います。

酒井委員長：

他の委員さんもよろしいですか。では、承認ということでよろしくをお願いします。

(相原委員入室)

酒井委員長：

それでは次の「グループホームうさぎ」について、事務局の方から説明をお願いします。

介護保険係主任：

事務局の森谷でございます。それでは資料の6ページをご覧くださいませでしょうか。2件目の諮問案件で、「グループホームうさぎ」になります。こちら運営法人は医療法人社団北條会です。所在地は緑町1丁目6番53号、定員は9名と、市内では先ほどの「グループホーム杏の家」に次ぐ、小規模な事業者ということになります。今回の諮問に先立ちまして、こちらの事業所についても本年5月に実地指導を実施しております。こちらの指導を実施した際には、当初の地域密着型事業所の指定、及び指導に関しまして、厚生労働省関東信越厚生局から自治体指導を行うということで、2名の指導官の派遣をいただいております。当該事業所への実地指導、厚生労働省との合同指導の形で実施をいたしました。当日は市から2名、厚生労働省の指導官が2名と厚生労働省の新規配属職員見学参加ということで、1名の指導官が参加されまして、総勢5名体制で指導を実施してございます。

結果として、先ほど少し話題に出ましたが、おおむね2カ月に1回と当市の条例で指定されております運営推進会議の開催が昨年度、管理者の移動などによってここ最近ちょっと延期続きになっている等

の指摘事項がございましたが、実際に提供されている施設サービスの質は高く、深刻な指摘箇所はございませんでした。また厚生労働省からも、平成26年6月13日付けで、指導当日、特段の指摘事項は見当たらなかった旨の関東信越厚生局長の通知文も受けております。こちらの事業所につきましては、医療法人が運営をされておりまして、同じ建物の1階に、法人の理事長であります耳鼻咽喉科のドクターがクリニックを開業されておりますので、非常に密接な医療連携サービスをご提供いただいている、という印象がございました。以上、簡単ではございますが、2件目の諮問案件についてご説明申し上げます。

酒井委員長：

どうもありがとうございました。グループホームうさぎについて、今の事務局の説明も含めて、何かご質問とかご意見あればと思いますけれども、どうなのでしょう。

厚労省が一緒に参加したっていうのは何か意味があるのでしょうか。

介護保険係主任：

特段、何かあったということはないようです。都内の市町村については、関東信越厚生局が管轄をされているということで、おおむね年間20～30件程度に指導を実施されているということでございます。当市におきましては、平成26年5月29日に市役所に、翌30日にはこちらのグループホームうさぎの現地指導に同行いただく形で、ご指導賜っておりまして、地域密着型事業所の指定申請書類や変更届等も、問題なく提出、保管されているかといった点や、本協議会が適切な形で運営されているか、などについて検査を受けております。こちらの内容につきましても事業所と同様、特段の指摘事項ないとの通知文を受け取っておるところでございます。

酒井委員長：

ランダムに選んだ中で、たまたま選ばれたということですよね？

介護福祉課長：

はい、おっしゃるとおりです。あくまで自治体に対する調査です。その中で地域密着型の指定等の事務的な手続きが、市役所の方できちんと取れてるかの確認であり、合わせてその市内にある1つの地域密着型の事業者に対しての、現地指導に同行されたという形になってございます。

酒井委員長：

市が指定者になるわけだから、ちゃんとやっているかということ。

介護福祉課長：

そのとおりでございます。

酒井委員長：

そうなんです、分かりました。

このグループホームの中身については、いかがでしょうか。ちょっと運営推進会議は 25 年度はあまり、諸般の事情でやられなかったけれども、ちゃんとやる用意はあるということですか？

介護保険係主任：

事務局の森谷でございます。平成 25 年中の実績なんですけど、1 月と 7 月 1 回ずつ 2 回実施をしてございますけれども、実は管理者の方が 2 回交代されてまして、昨年中は非常に人事的な出入りが激しかったということもあって、所定の回数、実施できなかったということで、今後については積極的に 2 カ月に 1 度程度というような頻度を保ちつつ実施をしていきたい、というような話をいただいております。

酒井委員長：

いかがでしょうかね。第三者評価も、きちっとは受けていらっしゃると思います。

山極委員：

山極です。11 ページ目のところにあります非常災害対策のところについて、年 4 回以上の避難、救出その他必要な訓練を行う、と書いてあるんですが、先ほどの杏の家さんの 5 ページ目の上の方には、かなり細かく、4 ページ目の下から 5 ページ目にかけては、具体的に訓練内容によって、細かく立てられているんですけども、こちらはこういう実施の、まあ随分差があるなっていう感じがあったんで、その辺りは、これは指定上は問題ないのですか？

介護保険係主任：

事務局の森谷でございます。そうですね、運営基準上については、確かに非常災害時についての対応について、日常的に検討をしてマニュアル等の整備をすることというふうに定められておりますけれども、避難訓練の頻度であるとかっていうようなところについては、特段基準上の定めはないところでございますので、適正に実施をしていただくというところをお願いをしているというところでございます。以上です。

酒井委員長：

はい、どうぞ。

吉田委員：

うさぎの場合、ここのところ、11 ページのところ、第 9 条のところ、「入所者は、共同生活介護住居内で次の行為をしてはならない」ということで、1 から 5 まで列挙されていますが、「けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと」、これは当然ですけども、当然ではあるけども、非常にこの種のけんかとか、なんかをする利用者さん、多いかもしれませんね、いや、結構あるのかもしれないね。似たようなところの規定、他のところでどうなってるかと思うと、施設利用 例えば今終わった、杏の家の 4 ページのところ、「施設利用にあたっての留意事項」で、第 8 条で、「利用者は、共同生活住居を利用する場合は、日常生活のルールを守り生活するよう、利用者及び家族に対して説明を行う」と。こちらはこちらで表現がちょっと違うわけですが、別に目くじらを立てるような内容ではあり

ませんけれども、ややちょっと細かすぎて、むしろそのために、そういうケンカをするような人が入ってきたときに、どうするかという、その対応に困るような感じは、この規定上あるわけですがけれども、そんなに問題になることはありませんけど、こういうところが随分、苦勞するところだと思いますけれども。

酒井委員長：

入居者の方、皆さんが認知症を背景に持っていらっしゃるので、いろんな他者とのトラブルとか、ルール違反といったものが、認知症に起因する原因で行われるという場合に、どう判断するかということがやはり、これはグループホームだけじゃなくて、他の介護関係の事業者の方は、皆さん悩まれるところかなというふうに思いますけれども、もしよろしければ、同じグループホームとして、どういったような取り決めというルールがあるのか、お話しあれば。

相原委員：

相原です。契約上の取り決めとしましては、グループホームの趣旨である共同生活が営める方ということで、うたっております、生活ができなくなってきたときに、別の施設に、グループホームではそぐわない形になってくるので、次の施設へというようなお勧めをするわけなんですけど、いきなり認知症が重くなるわけでもなく、やはり日々の、その方のケアを通じて、どういうふうな状態が悪化してきているのかとかっていうところは、ご家族の方と密なお話の中で、生活をしていくわけですので、その中でどうやって共同生活ができるかっていうところもサポートしていきながら、運営しているというのが、うちの現状だと思います。あくまでもご利用者の方々が、穏やかな生活が送られるようにということ、大前提としてやっておりますので。

吉田委員：

極端なケースでは、共同生活に支障をきたす、全体のグループホームの運営に重大な影響を与えるような利用者が、いないとも限らないけど、それはそれで、そのときの状況で、利用者や家族とよく話をする、ということに尽きるんでしょうね。難しいところですね。

相原委員：

認知症の度合いが進んでいく過程の中で、やはり我々がケアしなきゃいけないということも、責務にあるわけですので、どうやったらその方が皆さんとうまく生活できるかということ、やはり創意工夫をしながらやっていくという。それをいろいろやっていきながらも、どうしてもここは限界にきてしまってるんじゃないかというようなところは、やはり普段からのお話し合いの中で、お互い認識していただくということじゃないかなと思います。

酒井委員長：

実際長くこの事業をやっていらっしゃれば、退所いただいた方もいらっしゃる？

相原委員：



退所された方もいらっしゃいます。特養に行かれた方もいらっしゃいますし、キーになる方が、小金井市ではなくて、別の市にいらっしゃって、そっちで面倒みたいからっていうところで、移られる方もいらっしゃいますし、その辺は退所の理由としては、さまざまです。

酒井委員長：

例えば認知症が、極めて強い陽性症状なんかが、つまり行動が非常に派手になったり、という場合なんかに、陽性症状が強いときなんかに、一時的に医療施設とかで、ちょっとショートステイみたいな形で移っていただくとか、そういうようなことは、小金井市では何か、そういう仕組み持ってるんですか。

介護福祉課長：

基本的に、グループホームからショートステイという形での想定はしていないところです。例えばそれが、施設内の暴力等につながるなどということになれば、虐待の視点で、何かしらの介入をする可能性はある、というふうにお答えをさせていただきます。

酒井委員長：

介護保険上のショートステイっていう意味じゃなくて、医療施設なんかで緊急避難的に認知症の陽性症状の方は、介護施設とか、家庭から一時的に避難させる、引き受けるという形で、私が勤めていた三鷹では、井の頭病院でそういう仕組みを、ちょうど作ったんですが、なかなかうまく機能しないところも…。10ベッドぐらい確保して、市がベッド代は病院で払って、使える状態にしたこともありますけども、なかなか使い方が難しいです。病院もベッド空けておく、やっぱり回したりしちゃうもんだから、なかなか難しいんですよ。

吉田委員：

前、テレビで見たんですけど、地方の精神・神経科の病院が、結構ゆとりがあるから、都会の他者に危害を与えるような症状をもつ認知症の人を、積極的に引き受けるという話が、紹介されていました。かなり少ないんですけどね。

介護福祉課長：

介護福祉課長です。今年度から、虐待など特別な事情で、医療機関での治療が必要で、かつ分離をしないでいけない、在宅の家庭からもそうですし、施設もそうですけども、有料ではありますが、市内にある認知症対応もできる医療機関と、契約を結んだところです。ただ実際には、やはり先ほどおっしゃったとおりに、よほどのケースでない限り、それを利用することはないと考えておりますし、通常の特別養護老人ホームや、老健のショートステイのベッドというものも、一定枠は押えております。そちらについては、あくまで日常の在宅介護をされている方で、突発的に介護者の方が不在となる理由を基本として1週間程度の緊急のショートステイという形で確保しております。

酒井委員長：

はい、分かりました。今の議論よろしいですか。それでは他にないようでしたらば、グループホームうさぎについての指定を、認めていきたいと思えますけれどもよろしいですか。では承認します。

では次に、エイジレスデイサービスの件について審議をいたします。では事務局の方、ご説明をお願いいたします。

介護保険係主任：

事務局の森谷でございます。それでは資料の12ページをご覧ください。これまでの2件は、グループホームの事業所でしたが、こちらの事業所は利用者の方に日中、通いでデイサービスを受けていただく、認知症デイサービスの事業所でございます。認知症デイサービスと申しますのは、先ほどの「はつらつ介護保険」、同じページ、28ページの上から2段目のところに記載がございます。サービス内容といたしましては、認知症の診断を受けた利用者の方が、可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、認知症の利用者が施設に通い、施設では食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを、日帰りで提供することにより、自宅にこもりきりの利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減などを目的として、実施されるサービスとなっております。

エイジレスにつきましては、事業所の定員が1日12名、直近では月間延べ9名の方が利用されているということを確認してございます。所在地は、貫井北町3丁目30番9号で、一般高齢者向けのデイサービスの他、訪問介護やケアマネ事業所を併設しており、文字通り地域に密着しながら、地場で事業を展開されてきた法人、という印象でございました。

今回の諮問に先立ちまして、事業所に、本年6月に実地指導の形でお伺いをしております。こちらの事業所につきましては、平成22年の12月にも、東京都福祉保健財団の調査員同行のもと、実地指導を既に実施してございますので、今回の指導に関しましては、前回の指導の際に指摘をさせていただいた事項について、十分な改善がなされているか否かといった点を中心に、市の職員1名のみで実施をいたしました。結果といたしましては、以前指摘を行った、トイレや台所といった箇所の洗剤類の誤飲防止のための対策ですとか、通所介護保険計画作成日時の記入漏れなどの事項について、全体的に改善をいただいております。特に目立った、新たな指摘事項は見当たらない状況でございました。以上でございます。

酒井委員長：

この通所系の事業所でございますけれども、いかがでしょうか、ご質問等があれば。

このエイジレスという名前は、会社名なんですね。

デイサービスの、年を感じさせないという、なんかそういった。会社としても、その事業をする名前を持っているのですね。

介護福祉課長：

事業所名が「エイジレスデイサービス」で、法人名は有限会社エイジレスライフになります。

酒井委員長：

よろしいですか。特に問題はないようでしたら指定を、承認します。よろしくお願いたします。有難うございます。

次が新規の事業所で、グループホームと小規模多機能って、これ同じ敷地内に、同じ事業者がやるんですね。日本生科学研究所というところで。まとめてご説明をお願いします。

介護保険係主任：

事務局の森谷でございます。こちらの事業所につきましては、去る平成 25 年 3 月にグループホーム、及び小規模多機能型居宅介護事業所につきまして、本協議会にお諮りいたしまして、選定をいただきました事業所でございます。ここで改めて、事業指定のご審議を賜りたいと思います。所在地は東町 1 丁目 45 番 17 号、こちらの目の前の連雀通りを東に道なりにまいて、西武線の踏切りを越えました少し先の、武蔵野中央病院の並びでございます事業所になります。運営法人は、株式会社日本生科学研究所で、こちらは都内 30 カ所以上で運営している調剤薬局が、法人の中核事業となっている企業ですが、介護保険制度創設当初から、介護事業にも参入をされていらっしまして、特に地域包括ケアのモデル的な地域として、全国的にも注目を集める和光市において、地域包括支援センターや、小規模多機能型居宅介護事業所の運営を行っていらっします。今回、指定を受けるグループホームの運営につきましても、既にお隣の西東京市で、一足先に指定を受けて、現在運営を開始しているところでございます。

ここで以前ご議論をいただいた公募の実施の際から、本日の指定までの経過について、少し期間が開いてしまいましたので、改めてご報告をさせていただきます。当市では平成 25 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間で、第 5 期計画に実施するグループホームの新規開設にかかる公募を実施いたしました。結果、今回指定申請を行いました株式会社日本生科学研究所及び個人オーナーによる整備案と競合するもう 1 社及びオーナーによる整備案の 2 件が提案されました。公募事業者については、平成 25 年 3 月 22 日開催の本案におきまして、公正の観点から、それぞれ名前を伏してご審議を賜りまして、株式会社日本生科学研究所と土地及び事業所、建物のオーナーによる事業を、選定することが決定いたしました。当グループホームの建設のためには東京都認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業の補助金を活用する、という事業者及びオーナーからの意向がございましたので、平成 25 年 6 月 14 日に東京都へ補助金協議の申請を行いました。これを受けまして平成 25 年 8 月 1 日に東京都施設支援課の職員の方が 2 名、現地調査にお越しくださいます。オーナーと運営事業者、及び市の 3 者で、建設予定地のご案内を実施しております。平成 25 年 8 月 8 日には、東京都庁内会議室におきまして、認知症高齢者グループホーム整備事業審査委員会が開催され、当市からは課長以下 3 名が、出席いたしました。委員会席上では学識経験者の委員から同年 2 月に発生いたしました長崎の病院火災事故で、多くの犠牲者が出たことについて触れられまして、夜間における人員配置について、比較的責任感が薄れがちな非常勤職員だけでなく、常勤職員をなるべく配置することなど、非常災害時の対策について、アドバイスを賜ったうえで、補助金支出について「適」とのご判断をいただきました。次いで平成 25 年 8 月 30 日には、こうした現地訪問や審査委員会での議論を踏まえたうえで、市が協議にのせました 7,000 万円全額について、補助の内示を東京都から受けております。その後、オーナーにより入札を経まして、施工業者が決定され、近隣住民への説明会等必要な手続きを完了したのち、平成 25 年 11 月に、施設建設に着工いたしました。現時点で既に建物については完成してございまして、引き渡しも済んでいる状況

でございます。建設途中の経過につきましては、東京都への補助金実績報告等の際に進捗状況を確認しているほか、本市建築営繕課と連携のうえ、年度末には建設状況が予定の内容に達しているかどうかを確認いたしました。また施設完成後の7月24日に、新たに事業所の管理者となられる方のご案内で、完成した施設を介護保険係長、及び当職で確認してございます。以上、簡単ではございますが、一昨年賜ったご審議以降の経過についてお話ししました。

それでは続きまして、事業所の概要について、ご説明いたします。お手元の資料の20ページ以降が、グループホーム分、28ページ以降が、小規模多機能分でございます。今回建設されました施設で運営を予定しております事業所は、認知症高齢者グループホームとこれに併設する小規模多機能型居宅介護事業所になります。名称はそれぞれ「日生グループホーム小金井」、「日生小規模多機能ホーム小金井」と称するそうです。いずれの事業所も、要支援の方も受け入れ可能ということで、介護予防の事業所を併設しております。先ほどグループホームにつきましては、サービスの内容をご説明いたしました。ここでは小規模多機能型居宅介護のサービス内容について、ご説明申し上げます。お手元の「はつらつ介護保険」の、28ページに記載がございます。上から3番目に、小規模多機能型居宅介護の説明が掲載されてございます。このサービスは在宅で暮らす利用者の方に対し、通所サービスを提供しながら、必要に応じて訪問介護サービスや宿泊サービスを提供するなど、サービスを組み合わせた内容に特色がございます。それぞれのサービスを別々の事業所の別々の職員から受けるのではなく、通所サービスも訪問サービスも、宿泊の際のケアも全て同一の事業所の職員から受けることで、利用者と事業者は、なじみの関係を容易に築くことが可能である、と期待されるサービスでございます。

今回申請のあった事業所の定員は、グループホームが18名、小規模多機能型居宅介護事業所が宿泊定員4名、通所定員24名となっております。いずれの事業所につきましても幹部となる職員には、同一法人の、他の事業所において、相当程度の勤務実績のあるベテランの方を配置いただくという予定でございます。また、地域との連携につきましては、小金井市介護サービス事業者連絡会に入会いただく予定でございまして、特に現在一般にあまりなじみのない小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、市内既存の事業所との連携のうえ、サービスの定着に積極的に取り組んでいただける、とおっしゃっていただいております。今回指定を行います法人は、先ほども申し上げましたが、地域包括ケアの先進地域である埼玉県和光市において、小規模多機能事業所を運営され、毎月9割程度の稼働率を誇っていらっしゃいます。今後の地域包括ケアシステムの確立に向けて、地域の大きな社会資源として機能していただけるものと期待される事業所と、事務局では考えております。以上で、事業所に関するご説明とさせていただきます。

酒井委員長：

これは新規ということで、以前に公募の関係では、審議されてございますけれども、具体的な（事業）内容については、初めてだということですので、いろいろ多角的に、ご質問等があればというふうに思います。グループホームと小規模多機能、どちらでも構いませんので、どうぞご質問等があれば、いかがでしょう。

吉田委員：

株式会社日本生科学研究所はいつごろ設立した法人なんですか。

酒井委員長：

30 ページに、概要はあります。昭和 59 年 9 月 12 日。

吉田委員：

なぜそういう質問したかという、あまりこんな種類の意見を言うのは、いかがかなというようなこと、発言者自体が思ってることですが、普通、日生グループというと、一般の理解としては、ピンとくるのは日本生命ですね。それでなんで、これで日生グループでやってるか。昭和 59 年というと、昔からやってるから、特に日本生命の方で問題視する点がなければ、そんなことにとやかくいうことはありませんが、まあ感想的な意見です。一般的な受け取り方というのは、名前を聞いただけでは、日本生命と何か関係ある会社だろうと、こう思わせる、その辺だけで。

酒井委員長：

先ほどの事務の説明だと、薬局経営ですかね、薬局展開をする、チェーン店を展開する会社だというような、メインが。確かに、「日本生」まで一緒ですからね。この母体になる会社自体に、何か問題があるわけじゃないですよね？ 私も家では、ネットでちょっと見てみましたけどね。

他には、いかがですかね。はい、どうぞ。

山極委員：

今回、認知症のデイサービスとか、小規模多機能とか、グループホームとかの更新とか、新規ということなんですけど、新しいところの環境面で、ちょっとお伺いしたいんですけども、26 ページとか、身体拘束の規定があったりするんですが、最近、外から鍵掛けて出れない状況をつくったりということが、結構、問題になったりすることを聞いてるんですけど、環境面ってどんな感じなんですかね、新しいところの小規模多機能とか、それからデイサービスとかっていうのは。

介護保険係主任：

事務局の森谷でございます。小規模多機能型の宿泊用の居室、それからグループホームの各居室について、窓とドアについても、実際に現地で確認をしてまいりましたけれども、例えば外側から鍵を掛けて出られないようにするというような形での、鍵の設置ということは確認できませんでした。ドアの窓ガラスのところについては、徘徊等を防止するため、特にベランダ等からの落下ということも考えられますので、そういった観点から、通常の鍵とはまた別に、上下に鍵が付いておまして、3 カ所、鍵を開けないと外に出られないというような構造にはなっておりましたけれども、そちらについても、そういった徘徊等のみられるような方について、時間を区切って施錠することを考えていて、常時の施錠は考えていない、というようなお話をいただいています。以上です。

吉田委員：

これは非常に悩ましい問題ですね。鍵を掛けちゃいかんということで、大体みんな考えていたと思うんですが、ごく最近の名古屋高裁の判決で、家族が見守りしてるケースで、徘徊し、電車で轢かれてしま

った事故で、電鉄会社に対する賠償責任を問われた、というケースがあって、一審、二審でも、原則は、見守りを怠ったその責任がある、とされたわけです。そうなってくると、これは施設では、どういう対応をしたらいいかっていうのは、非常に難しいところだと思います。外側から鍵を掛けると、これは明らかに違反になっちゃうけど、しかしある程度、内側でブロックしておかないと、そういう、外に出たとき管理責任を問われるんじゃないかっていう気がするんですね。

酒井委員長：

そうですね、要するに管理的な面、強くしないと、見守ってる方たちが、事業者も含めて、リスクが生じた場合に、責任を負わなきゃいけないよっていう判決が出てますので、その辺実際どうですか、事業をやっている方、視点、リスクの視点というか、どう考えますか。

山極委員：

身体拘束に関しては、例えば、抑制帯とかで抑制するとかっていうのは、必要に応じて、利用者の生命に危険が及ぶ場合等について、家族等々の同意を得てするという事は、個別の対応として、のべつ幕無しということではなくて、時間帯とか、場面とかを想定してやるということは認められていますし、それはどこの施設でもそういうことはあるのかな、というふうに思うんです。けれども、今、私が言った環境面っていうのは、個人だけじゃなくて、全体に及ぶところでもあるので、そういったところの取り扱いっていうのは、意外と難しいなというふうに思うんですよね。震災等々のときの避難とか、そういう外に出なきゃいけない場面があったときに、そういったものが逆に障害になって、速やかな避難ができなかったりとかっていうことに、つながりかねないというところもあるので、設備面の拘束というか、そういうのは、非常に取り扱いが難しいところだな、と思っております。どんなふうに、今かなり重度の方を、自立したっていうか、グループホームでみれる方をみてるという説明ですけども、実際はなかなか在宅で厳しい方を受け入れざるを得なかったり、とかいうことで、結構、徘徊等もあるというふうな方を受け入れる場合に、やはり環境面で、どうしてもそういう手段を取らざるを得ないんじゃないかな、というふうに想像がつくんですけど、その辺りの解釈というか、取り扱いというのが、実際面でどういうふうになっていくのかなというところは、参考までに聞きたいなというふうに思って、ご質問した次第です。

酒井委員長：

今のこのグループホーム新規の件に関しては、そんなに管理的な構造になってない、ということなんです。はい、どうぞ。

介護福祉課長：

今の件については、グループホームだけでなく、施設系、もしくは通所であっても、お預かりしている時間帯の間の管理責任の部分は、とても大きいものだと思います。特に認知症に関しては、さまざまな症状が出る、というふうに聞いていますので。ただ一方で、やはり介護保険自体は、認知症であっても人権は守られるべき、と考えてございますし、私ども保険者としては、拘束については、虐待としてとらえざるを得ないような状況かどうかも含めて、判断をさせていただいているところです。実際には、

例えばグループホームで、重度になって徘徊が増えたというところでは、当然、医療の適切な投薬なりで症状を抑えるとか、徘徊を抑制できるようなことがあれば、そういう方法も検討していただく。施設だけで抱えないで、ご相談をいただきながら、1つ1つ調整をしていくというのが、現状の状況なのではないかなと思います。

人権の問題も考えなくてはいけないし、拘束してるときに事故が起こって、例えば災害が起こって、避難しなくちゃいけないときに、迅速にできるかということも、出てくるかと思います。確かに悩ましい問題であると、保険者としても思っているところです。拘束については、具体的な内容をはからせていただきながら、1番その時点でのいい方法というのを探していかななくてはいけないと考えているところです。

山極委員：

本件と直接的なあれにはならないんですけど、今の課長のご説明ですと、そういうケースが表れたときの事業者っていうのは、もちろん家族等々で、お話し合いをするということ以外に、例えば行政にも、必要に応じて相談をさせていただいて、今こういう状況にありますということは、例えばご報告差し上げる、というふうな形で、情報を共有しながらやっていくということも大事だ、とすることでよろしいですか。

介護福祉課長：

施設の中のさまざまな状況で判断できる部分、基本はそれをしていただきたいと思いますけども、例えば拘束に関して、こういう状況で拘束をするということを、報告をいただきながら、妥当性を私どもも、判断していければというふうに思っています。妥当な解答をすぐに出せるかどうかというところは、あるかと思いますが、高齢者の虐待等を含めた判断は、一定のルールに従ってはかっていくことが必要と考えます。

酒井委員長：

よろしいですかね？ 実際には、運営をしていけば、先ほど言っていた運営推進会議とか含めて、いろんな形で、日常の運営状態が、チェックをしたりするときに、確認し合ったりということも、積極的にやっていただければ、危惧する問題っていうのは、そんなには生じないのかな、というふうに思いますけど。他にはどうでしょうか、皆さまからの、ご質問と意見。

ちょっと私からよろしいですかね。場所的に、小金井市と三鷹市と武蔵野市、連雀通りのところの、ちょうど市境ですよ、ここの場所というのが。それで地域密着型の事業所という観点からみたときに、小金井市さんは、多分、お金も出されてるから、小金井市民が多数使ってくれるのが、望ましいわけですよ？ だけど場所的に見ると、小金井市も多分、そんなに人口が密集してる場所じゃないですよ、で、三鷹の方がむしろ北側に都営住宅があつたりしてるんですよ、あの辺ね。その辺で、立地条件的に、評価はどうなんだろうかということと、あと小金井市民の方にとって、非常に有益な事業所施設である、ということをするためには、どうしたらいいかという、ちょっと事務局の方から、ご意見ご質問に対して、どんなご意見があるのか伺いたいんですが。

介護福祉課長：

今回のグループホーム、市内で5軒目なんです。ちょうど4軒の、既存のグループホームが小金井の4つの圏域に、それぞれ1カ所ずつちょうど設置されています。それですので、5軒目については、先ほどお話ししたとおりに公募に、応募してくださった案件が2件ございましたけれども、もう一方の方も、逆の側の市境に近いような状況がございました。ですので、条件的には、どちらでも同様、というふうに考えておりました。また今回の事業所の選定にあたって、確かに市境に近いところではございますけれども、病院の近くである、という立地であるとか、あとは小規模多機能型については、1カ所目が、やはり市内の4つ目のグループホームと併設をされているんですが、ほぼ市の中心部北側にあるような状況です。

ですので、反対側、南側というようなところでも、大きく外れていないのかなというところでの選定でございました。もう1カ所のご提案があった部分は、北側の端の方ではあったんですけども、そちらも環境的には同じように、よかったかなというふうに思っているところです。ただ一応、圏域ごとにグループホームについては1つずつあったような状況で、その次のグループホームというところで、どこかにすごく足りてないというような形ではなかった、というふうに考えております。また、今現状のグループホームの入居申し込み者の待機状況も、それぞれ4つのグループホームによって状況は違うんですけども、何人かずついらっしゃるような状況で、大体1ユニットに届くか届かないかぐらいの人数が、3カ月ごとの調査で、増えたり減ったりはありますけれども、若干数いるような形でございます。

酒井委員長：

グループホームは、あんまり問題ないと思うんですけど、小規模多機能がですね。小規模多機能を登録される方というのは、他の在宅系サービスを使えないじゃないですか。そうすると切り替えなくちゃいけないわけですよ。そうすると小金井市民が小金井市の1番東の、端っこの東っていうのかな？ 東南の端っこっていうのかな？ のいくつもの事業所に建って、泊りも通所も訪問してもらえるとというんですけど、そこと、従来の既存サービスをやめてそこに住むわけですよ。共同の。だからそういうふうのできるのかなというのと、先ほどのお話だと、事務局の話だと、和光では9割方の稼働率で、非常に成功しているということなんですけど、小金井で、小金井市民がほとんど、二十数名の定員に対して、20名ぐらいの方が、これはぜひ利用したいと、ここ数カ月でね、なれば非常にいいことなんですけれども、そういう見通しと、そうなるような努力といたしますか、その辺のことはどうかな？ ということなんです。

介護保険係主任：

事務局の森谷でございます。今、ご指摘ございましたけれども、こちらの事業者さんにつきましては、既に和光市の方で運営されている小規模多機能型が9割以上ということで、和光市と当市になりますと、かなり地域性というところも違いがございますので、全く同じような形で、稼働率が高く、維持いただけるかどうかというところについては、未知数であると思います。ただ都市部の、関東近郊については、非常に小規模多機能型がなかなか定着しにくいと、一般的にいわれている中で、そういったような形の高い利用率を誇っていらっしゃる事業所のノウハウを、積極的に吸収することによって、小金井市内で



も今後ますますその必要性が高まっていくだろうと考えられる小規模多機能について、今の段階で定着をしていきたいというのが1点ございます。

それから、こちらの事業所につきましては小規模多機能の定着という当市の考え方については非常に強く賛同されていらっしゃると思います。既存の小規模多機能型との連携をはかったうえで、事業者連絡会の中でも小規模多機能事業所同士で1つのグループのようなものを形成して、例えばケアマネ向けの説明会を開いたりとか、利用者向けの説明会、勉強会のようなものを開催することによって、市民だとか、他の事業者に対してもアピールを積極的にしていきたい、とのことですので、そういった点でも期待ができるかというふうに考えてございます。

介護福祉課長：

おっしゃるとおり、小規模多機能型の利用率を上げていくということは1つの課題だと思っています。私もこれで、2つ目の小規模多機能型ですけれども、やはり1つ目の事業所の運営状況、まだそんなに長く経ってはおられませんけれど、こちらをみても、当市で、うまく定着してるとは言い難い状況にある、と考えているところです。ニーズはあると考えておりますし、最終的には、複合型サービスという小規模多機能型に訪問介護を合わせたサービス提供に参入していただきたい、というような考えもございます。その際に、ある程度のノウハウを、他市であっても、持っていらっしゃるというところが、1つの強みになるのかなと感じているところです。

酒井委員長：

はい、分かりました。今の議論は、そういう意味じゃ、事業計画の方でも関連をしてくるような、小規模多機能の、現状ではやはり在宅福祉、介護をちゃんと進めるうえでは、小規模多機能型が、どううまく機能していけるかっていうのは大事な要素でしょうから、そう意味じゃ小金井市に2つ目の小規模多機能が、こういう事業所が、だからうまく市民のために貢献できて、さらに3つ目4つ目が作ろうじゃないかという機運が、盛り上がるってことが大事ですので、ぜひうまくやってもらいたいな、と思っております。これに関しては他にご意見、ご質問があればとは思いますが、

佐々木委員：

今いくつも、あちこちで施設ができてますけど、周囲の反対というのは、最近はないんですか。以前、最初につくるときには、随分反対があったりしたんですけど、今は割合スムーズなんでしょうか。

介護保険係主任：

事務局の森谷でございます。地域住民との関連性ということは、先ほどちょっとご説明をいたしました東京都の補助金の申請をする際にもかなり重要なポイントとして重視されておまして、今回こちらのグループホームに関しましては着工前に1度近所のホールにおいて近隣住民に対する説明会というのを開催して、皆さんにご参加を促して開催したという経緯がございます。ただ、あまり説明会の方については、ご参加をいただくことがなくて、事業所からの報告ですと、民生委員の方が1名いらっしゃって、反対とかって言うようなことよりも、むしろ事業所の内容について、どういうサービスが受けられるのか、といったようなことを勉強したいということであらうな気がしたので、事業者さんもそうですけど、

説明の担当者の方と1対1のマンツーマンでご説明をさせていただいたというような経緯を伺っております。今回はこちらの立地にも比較的恵まれておりまして、オーナーの方のご親戚の方が近隣の地域をほとんど所有されているような状況でございますので、近隣住民の方にご説明をさせていただくのについても、そのオーナーさんの方である程度音頭を取っていただいたというところもございまして、大きな反対運動のようなことは、今回、見受けられなかったというところでございます。以上です。

吉田委員：

一般論で述べさせていただきますと、やっぱり住民の方も、だんだん高齢化していますから、我が身の面倒をみてもらう先として、そういった施設を見る、介護関係の施設に期待するところは、大きくなっていきますからね。あまり一般論で毛嫌いする、施設、これからつくられても、毛嫌いするという状況はあんまり耳にしないように思われますが、いかがですか。

介護福祉課長：

介護福祉課長です。場所によってさまざま、とてもありがたいというお声がある場合もございますし、人によっては、いろいろな心配をなされることもある、と伺っております。でも先ほどの補助金との関係もそうですが、やはり高齢者の施設というのは、特に、施設というかそこに高齢者の方が、ずっと夜もいらっしゃるような施設については、長くそこで運営をしていただくことが基本になります。ですので、私どもが、例えば地域密着型の施設を公募する際もそうですし、国や都でその建設にあたって補助を出す場合でもそうですが、近隣住民への説明ですとか、あとは近隣との実際に事業所が開設されてからの地域との連携というのは、今後、なくてはならない部分になりますので、そういう部分も含めてきちんとしたご提案があるところ、そういうような事業者さんを選んでいくようなことで、指定の1つとしては重要なポイントだというふうに考えているところです。

酒井委員長：

他はよろしいですかね。じゃあ市内では5カ所目のグループホームということと、あと2カ所目の小規模多機能施設ということで、日生科学という事業所については、指定をする、ということにしていきたいと思っております。よろしいですね。はい、どうもありがとうございました。

続きまして、最後になりますね。「みのり西小原」っていうところですか、愛知県の。

介護保険係主任：

では最後の諮問案件になります。市外所在の地域密着型サービス事業所について、ご報告を申し上げます。ここからご紹介申し上げます事業所につきましては、以前にご案内をさせていただいておりましたが、既に所在地の市の介護保険運営協議会で、ご審議をいただいております関係上、指定を行ったというご報告のみを行わせていただきます。本年度指定の対象となりましたのは愛知県一宮市にございます小規模多機能型事業所「みのり西小原」でございます。お手元の資料35ページ以降が、該当の事業所に関するものでございます。こちら、ご利用中の一宮市民の方が、ご家族が小金井にお住まいでいらっしゃって、そちらの方に身を寄せられるというということで、小金井市に転入をされたわけですが、その移動されたのちは、小金井市内で介護を受けられる形になるんですけども、あくまで転入に

際しての一時的な措置ということで、実際に転入の届け出をされる時期と、お体がこちらに動く時期に、ちょっとブランクができてしまうということで、それに伴いまして、一時的な措置ということで指定をさせていただきました。該当の利用者の方は、既に利用を停止されて、小金井の方に移られていらっしゃいますので、それに伴い指定廃止届を既にご提出いただいております。多少、形式的ではございますが、利用者の方が小金井市へ引っ越しをされる日程の関係上、どうしても一時転入後、他市に留まらなければならないという状況が発生したため、短期間の指定を実施したものでございます。ご報告申し上げます案件は、以上でございます。

酒井委員長：

つまりタイムラグっていうか、住民票を小金井市に移して、例えば、月の還付処理の関係なんかで、住民票を移したけれども、身柄はまだ一宮にあって、そこでサービスを使ったということなんですね。

介護保険係主任：

市役所にお越しいただける日にちが、その日しかなくて、その日に住民票の移動をせざるを得ない、というような状況がありましたので。

酒井委員長：

ということですので、これはもう確認だけということで、よろしいですね。結構、予定よりは早く、きょうの議事題は終わりましたけれども、事務局さんの方から、何かお話はございますか。

介護福祉課長：

本日、新規で指定をしていただいたグループホームと、小規模多機能型の事業所ですけど、本日の審議を受けまして、9月1日付けで指定をする形になります。実際には、8月の1日からホームページ等で開設をするということを、広報する予定にございます。

こちらの次回の委員会の時期につきましては、一応、該当の更新等のものが出ておりませんので、未定になっております。また新規等を含めまして、必要に応じて、開催をさせていただこうと考えておりますので、その際には、事前に皆さまの方に、お手紙等でお知らせしたいと考えているところです。以上です。

酒井委員長：

はい、どうもありがとうございました。ちょっと時間がありますけど、もし、きょうの意見も含めて、何か意見交換しておきたいこと、もしくは事務局の方にちょっと質問しておきたいというようなことがあれば、先ほどのあいさつで言いましたように、今年は介護保険の事業計画の改定時期になりますので、何かここで、ざっくばらんに、何かその辺ちょっとお話ししたいけれどということがあれば、多少の時間のお時間は持てますけど、いかがでしょうかね。

高橋委員：

市民公募の高橋です。このグループホームなんですけれども、5軒目ということで、今、待機している

方とかを優先的に入所いただくとか、そういうことではないのでしょうか。

介護福祉課長：

介護福祉課長です。グループホームですけれども、やはり申し込みをなさってる方で、どこに入りたいと、あくまで地域密着ですので、ご自身で、この事業所というところを選んでいらっしゃることもあるかと思います。ですので、広報をしながら、ご本人たちの方で、新たなところに申し込みをされるのか、どうするかという形で決まってくるものですので、今、待機されてる方を優先にということではございません。あともう1点につきましては、やはり地域密着型、小金井市の方が入所される施設としての整理になっていると思います。ですので、そういう部分では、いろいろな状況でいろいろな施設なり、在宅のサービスなりで待っていらっしゃる方っていうのは、いらっしゃいますけれども、同じような形で、不公平なくというふうには、考えているところでございます。実際には、やはり建物が建っている中で、お問い合わせが、こちらの方に、数件ですけれども、入ってるような状況でございます。それについては、まだ指定等も決まってないので、8月に入ったら、こちらでお答えできることもあるかもしれません、というような形で、現状はお答えしている形になりますし、先ほど8月1日には、市のホームページに掲載をする、というようなお話もしましたが、それも、事業所のご連絡先をご案内する、という形になるかと思うので、お電話等でのお問い合わせでも、その事業所の連絡先をお伝えして、そちらで聞いてくださるという形にさせていただいております。

酒井委員長：

数字的には、グループホーム需要っていうのは、これぐらいなのかなっていう感じなんですかね。なかなか難しいんだよね。近くにできれば、申し込むみたいな感じ。

介護福祉課長：

あとはやはり、料金体系の話があると思います。居住というか、あそこにずっと、そこで生活をさせていくうえの、料金体系としては、結構かかるんだと、私は個人的には思うようなケースも、グループホームの方ではありますし、そういったところでの選択の1つです。認知症対応型で、かつ手助けをいただければ自立で、一定生活ができる、共同生活ができるという方でも、先ほどいろいろお話があったとおりに、じゃあその状況を過ぎてしまった場合に、その施設にずっといられるかどうか、とかいうところも含めて、先ほどの待機者のお話でございますけれども、制度上のグループホームが今お話ししたとおりで、でも実際には、その施設で生活をするとされていて、そこでどんどん介護度が上がっていき、なかなかご自身で、さまざまなことをできなく、重度化されている方も多いと聞きます。施設によっては、看取りも含めて考えるんだという方向を挙げて、運営をされている施設も出てきてる、というふうに聞いていて、そういった施設は、確かに人気も高いようなお話も聞いてるところです。

また、先ほどもお話、少しさせていただいたとおりに、そういうような状況が、全国的にも増えてきているという状況で、あくまでグループホームでは、食事の準備とか入浴とか、職員の方の介助をいただきながら、ご本人たちができることは、やるとか、例えば外出もいろいろな形で、一緒に行ってお買い物をするとかっていうような企画をされているグループホームもあると聞いていますが、重度化が一部の方で進むことによって、その内容はなかなか難しくなることによつての施設の意義あい

をどう考えるかというのは、それぞれ法人さんで、いろいろな考え方が、これから出ていくと思いますし、またさまざまな形で介護報酬もそういうことを踏まえたうえでの運営を今、検討されているというふうに考えます。

吉田委員：

教えてください。グループホームで待機者が、かなりいる場合は、地域密着型っていうと、その認知症の患者が最優先になるわけですか。

酒井委員長：

認知症の方限定ですよ。グループホーム自体の存在の規定が、認知症の方ですから。

吉田委員：

だけど、先ほど課長のご説明の中にもあったんですが、一般の認知症であるということで入所している人から介護がどんどん上がって、そこを追い出すわけにはいかないというような形で、利用者として、続けている、というようなところも見受けられるわけですよ。

介護福祉課長：

グループホームの場合は、軽度な認知症がある状況で、入所をされて、そこで、例えば寝たきりの状態に近い状況になってしまう、それはもうご自身で、ご自身のことができなくなっちゃったようなケースなんだけれども、次のところが決まらないとかっていうような状況で、グループホームにずっといらっしやるっていう形ですね。

吉田委員：

まず、認知症、軽度のものであっても、認知症でなければ入れないというのが、原則になってるわけですね。

介護福祉課長：

はい、高齢者の介護保険の制度の中のグループホームというのは、認知症対応型という形でないといけませんので。

酒井委員長：

今、大体、特別養護老人ホームの一般老人介護施設ですと、平均要介護度っていうのは、3.いくつとか4ぐらいでしょ？ かなり重度化してますよね。で、グループホームだと、大体どのぐらいですか。

相原委員：

うちは平均で、2.2 ぐらいです。

酒井委員長：

それは大体、平均的ですかね、他のグループホームを含めて。

相原委員：

いや、他さんの介護度は、あんまり存じてないので。

酒井委員長：

お金たくさん入るからその重度の方を積極的に受け入れるとか、あえてそういうことをやってらっしゃるところは、ないですか。うちは重度対応型だとか言って、特にないですかね。

鈴木委員：

必然的に、やはり重度になっていかれる、というのをよく聞きます。

酒井委員長：

そうするとグループホームに入ってる方は、認知症をベースにしていますけど、要介護 2、3 ぐらいの方は比較的多い方。特養に入ってる方は、4、5 が中心ですもんね。そういう差といいますか。

吉田委員：

私は前、もうかれこれ 7~8 年前ですがね、ノガワさんの、そのときに私らもいたときには 3 階建てです。認知症の人は、3 階に収容して、認知症全くないかどうか、そこまでは聞かなかったんですが、認知症の問題なくても、身体的に介護を必要とする人は、3 階以外の、1 階か 2 階で生活してるっていう実態を見てきたんですがね。それから後の状況というのは、さっきのやっついてたような記憶しています。今はグループホームとしては、受けてる人、だからやっぱり 3 階部分だけ切り離してやってるかな？ そういうふうなことで、実態としては、どういう形になってるかっていうのは教えていただきました。

介護福祉課長：

先ほどの「グループホームうさぎ」なんかもそうなんですけれども、1 つの建物の中で、例えばフロアで、何階と何階はグループホームですよとか、で、何階は通所の事業所ですよとか、小規模多機能ですよ、みたいな形で、フロアで分けてらっしゃることがあります。またグループホームと有料老人ホームを、フロアで分けていて、介護度重くなっちゃってちょっとグループホームが難しく、ご本人が希望されれば、有料老人ホームっていうコースもあるような事業所もあると聞いています。なので、先ほどお話ししたのは、軽度の、ご自身のことがある程度できる、自立して共同生活のできる状態でグループホームに入所したんですけれども、そこで生活、時を経るうちに、どんどんいろいろな症状が進んでしまったりとか、体が思うように動かなくなっちゃって、重度化されたときに、それでもグループホームで居続ける、というか、グループホームさんがそれを受け入れる、というような形の方針で、運営をされているところもあると。多分、ノガワさんはそういうところも考えていらっしゃるところは、あるんだと思います。ただ、やはり、例えば、定員が先ほど、小さいところだと定員が 6 名、多いところでも、小金井市の場合は、2 ユニットといわれるところまでしか建てられませんで、1 ユニット 9 名までで、2 ユニットだと定員が 18 名ですね。でするので、その中で 18 名に近い人数の方が、重度にな

ってしまったときに、認知症グループホームとしての、制度としての働き、もしくは施設も、そういう方たちに向けてつくったはずのものが、重度の方に対応できるような施設であったり、あとは職員の方の配置であったりってところが、確保ができるのかどうなのか、というところは大きな問題としてあるかと思っております。

酒井委員長：

ちょっと私、すいません。さっきの日生グループ問題で、聞き忘れちゃったことがございまして、いいですか。質問というか、利用料は、これ結構、介護保険の、今、2万5千円弱で含めると、17万ぐらい、いっちゃうんですよね、利用料。従来のイメージと比べると、随分高いなとかって思ったんですが、今こんなもんですか、グループホームの、月々17~18万かかる費用っていうのは。24ページ、すいません、戻っちゃって申し訳ないんですけど。安い有料ホームだと、今、月20万ぐらいするね、安いところありますよね。それよりちょっと安いぐらいだと。

介護福祉課長：

介護福祉課長です。料金の話については、だいたい東京都の補助のところでも、家賃は安くするようにといいことで、お話があって、この6万8千円っていうのは、だいたい当初の法人さんたちの考えからは、落としてるような状況になってございます。かつ、市内の他の4カ所のところでの、ここが1番高いというわけではございません、ということでご回答させていただければと思います。

酒井委員長：

これよりも高いところもあるんだ。

介護福祉課長：

ですので、結構認知症対応型で、しかも生活の場なんですね、食費から何から、全部かかるような施設になります。ですので、こちらに書いてあるとおりに、家賃以外に食材費、光熱水費、共済費という形でかかってきますので、なかなかお高い金額の設定になってるなど、私も個人的には、グループホームは高いものなんだなというふうに感じたところですが、職員に聞いたところ、いや、ここが1番っていう訳じゃないという状況がございます。

山極委員：

結局、この値段でも、NHKとか特集やってましたけど、働き手の確保が難しいって言ってますよね。やっぱり都心では特に、非常に難しいと。だから先ほど言ったように、中で高齢者の方が、重度化していったときに、それだけ介護が、よりハードになっていくわけですけど、そのときにバランスが悪くなってくる、というところで、特養化しちゃうというか、特養待機場所としか、そういうところの悩みっていうのは、小規模多機能の場合にはあるので、終の棲家的なっていうよりは、次のステップまでの、一時的なっていうところが。だからそこを明確に出せるか、出すのか出さないのか、どうなのかみたいなのところって、結構、地域の中で包括ケアっていうところでも、やっぱりあるのかな？ なんて思いますけどね。やっぱり事業者さんの的には、多分、相当大変だと思いますね。

酒井委員長：

施設としては、小さすぎるわけだよね、2ユニットまでしか、最大18人ぐらいまでですから。多分、特養とかも、そのスケールのメリットからみれば、ここはそういうのがないから、どうしてもコストが高くなってくると。

鈴木委員：

正直今の特養も私どもは、従来型で3対1という形の基準をつくっていただいていますけど、実際はユニットぐらいの、1.9人対1人みたいな形の人数がない限り、介護はできないというところで、しかもこれからますます、3以上になってくると、重度化もますますしますので、そういう意味では、どこもやはり人手も、重度化になればなるほど人が、機械ではできないわけで、早くロボットでも、介助していただける部分で、人ではないところで、癒しのところでも、そうなんですけど、これだけ介護力がほしいというか、それ以上になっていくというのが、どの事業所さんでもそうなると思います。

山極委員：

今のお話だけでも、ヨハネホームでも、やはり同じような実態がある。重度化がある。当時、だから建てたときは、本当にまだ、それこそ納涼祭とかやって、屋上でみんなでドンチャカやってたっていうのも、もう今、納涼祭っていても、シーンとしてるんですよ。子どもたちが来てにぎやかにやって、音楽だけが流れてるんですけど、どこにお年寄りがいるんだって、居室にいと、皆さんこうやって寝てるわけですよ。だからそういう実情が、やっぱりあるので。寝てるから楽だろうという、そうではなくて、やっぱり個別のケアが必要なので、そういったところで今、先生がおっしゃったようなことで、非常に手はかかるところですよ。

酒井委員長：

老人施設でもイベントできるったら、デイを持ってないと、参加する人がいなくなっちゃうんだよね。

鈴木委員：

いや、全くというわけではないですけど、私たちも、おととい納涼祭やりましたけど、かき氷1つお出しするにしても、ペーストの方が食べれるようにということで、管理栄養士も、とろみの工夫した、かき氷をすとか、本当に1つ1つなんですよね。楽しんでもらうことに関しては、一生懸命やっているつもりなんですけど、やはりご家族からのご意見もあったんですけど、大勢がガヤガヤガヤとしてる雰囲気、利用者の方々が、目を丸くするというか、ついていけない状況が。楽しんでもらいたいですけど、ついていけない状況が出てきてるとするのは、おっしゃるとおりだなと思います。

酒井委員長：

グループホームの値段、利用料のところから始まったんですけども、じゃあグループホームの費用については、別に日生科学も、そんなに特別高いわけじゃないよということで、いいんですよね？ はい、分かりました。



介護福祉課長：

今、お話あったとおりに、私ども今回、公募の関係についても、グループホームは3年間の間に2カ所更新、あとは小規模多機能型も1カ所更新という形で、別々に公募した形という気持ちでやったんですけれども、両方の提案、両方とも、一緒にやるんだっつらということでのご提案がされたところです。多分、他のものに関しても、例えば私ども介護保険の制度は、3年に1度改正が、制度の改正もありますし、介護報酬の改正も、ある可能性が高い。そのたびごとに、多分、国の方向性とか、それまでのいろいろな実績を勘案して、じゃあ今後のサービスの方針はこういうふうにしようね、みたいな改正があるわけですね。そういうところを踏まえると、1つの種類、例えば特別養護老人ホームなら特別養護老人ホームだけとか、グループホームならグループホームだけという形で、先ほど言った、長期間の安定的な運営を保つのは、制度的にも難しいと考えていらっしゃると思いますし、実際、公募の結果が、そういう形で出てると思っています。やはりいくつかの組み合わせをして、これがいいときには、こっちは駄目かもしれないけれども、トータルで赤字にならずに、安定的な運営ができるというところを、はかっていかざるを得ないのかな、というふうに思っていて、今まではそれが、介護保険なら介護保険、もしくは高齢者の施設なら施設の中で、できたところですけども、これから多分、他の世代の異種の福祉の業務等を含めて、組み合わせながら、というようなご提案を、いただかなくてはいけないような時代が来てるのかな、というふうにも感じているところです。

酒井委員長：

確かに今の問題は、複合的にやれば、リスク上の問題もある程度クリアできる。だから本体がでかいバックホームあるところは、そういう事業展開でやっていけば、リスク管理が少しできちゃうとか、そういうことがあるのかもしれませんがね。ただ、そういう意味じゃ、市内の端っこにあるけれども、うまく利用者さんが集まって、いい形で展開されていくということを、ぜひ願うばかりですね。それでは、他にはどうでしょうかね。こういうこと言っておきたいとか。大体、半ですから、これぐらいにしておきたいんですけど、あとはよろしいですかね。じゃあどうも皆さん、きょうは本当にありがとうございました。また、事業計画の方は、9月にありますので、次は、施設計画も予定されていますので、よろしくをお願いします。

閉 会 3時35分